

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）東沖地区）を行うことについて令和4年7月13日認可した。

令和4年7月22日

香川県知事 浜 田 恵 造